平成２６年（フ）第４０２号
千葉県我孫子市つくし野６丁目10番８号
債務者　石原　里代
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４１４号
千葉県柏市高田1300番地１　サクセス高田103号
債務者　田中　利明
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４７号
千葉県松戸市高塚新田138番地の353　ペアパレスＣ―203号
債務者　白石　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２２号
兵庫県伊丹市昆陽東６丁目９番10号　ルミナス伊丹302、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の３　大松ハイツ302
債務者　向園　　真（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
兵庫県宝塚市中筋９丁目６番２―201号
債務者　美保　喜宏
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４１７号
兵庫県西宮市和上町６番22―1108号
債務者　長崎　光代
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９３号
北九州市小倉南区若園１丁目25番14号
債務者　藤井　美恵
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９５号
北九州市八幡西区小鷺田町９番４―407号
債務者　小川　陽介
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９７号
北九州市八幡西区西鳴水１丁目４番２―502号
債務者　藤本真由美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西１丁目８番地11　４号
債務者　佐藤　　寛
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第３５３号
神戸市灘区篠原伯母野山町１丁目１番１―205号、従前の住所神戸市東灘区御影塚町４丁目１番４号　シルバーハイツ御影502号
債務者　岩岡　功三
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７７号
神戸市長田区海運町７丁目３番10号　レオパレス21ＲＸ鷹取201号
債務者　有本　隆生
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４号
熊本県荒尾市荒尾3645番地21
債務者　石川　光男
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２０４９号
名古屋市守山区森孝３丁目1013番地　ウィン長谷川106号室、従前の住所岐阜県中津川市付知町4952番地２
債務者　口田　眞子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７号
広島県福山市木之庄町３丁目３番16―303号
債務者　松本真理子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２０１号
青森市旭町２丁目25番23号　ヴェルドミールＡ―203
債務者　對馬　　大
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係